

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日と翌日)

## 目次

- ◇ 告 示
  - 字の区域の新設等
  - 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
  - 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
  - 被爆者一般疾病医療機関の指定
  - 保安林の指定の解除
  - 土地改良法による換地計画の決定 (二件)
  - 土地改良法による換地処分
- ◇ 選管告示
  - 政治団体の設立の届出
  - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
  - 政治団体の解散の届出
  - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 公 告
  - 消防設備士試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による津ノ井地区生山工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十二年八月二十五日現在の地番による。)

生山字新前田

生山字橋詰の全域、生山字道ノ下の全域、生山字長畷の

全域、生山字大堤下の全域、生山字前田一〇三の二、一〇三の三、一〇四の二、一〇四の三、一〇五の二から一〇五の八まで、一〇六の二から一〇六の三まで、一〇七の二から一〇七の三まで、一〇八内第一、一〇八の二、一〇八の三、一〇九の二、一一〇の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一の二、一〇二の二、一〇三の二、一〇四の一及び一〇四の四と一体をなす国有地の一部、生山字笠測

生山字前田	区域を変更する字の名称	<p>一一九の三、一一九の六、一二〇の六、一二三の二から一二三の五まで、一二三の二、一二四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一九の二、一一九の一〇、一一九の二、一二〇の一、一二三の七及び一二三の一〇と一体をなす国有地の一部、生山字菖蒲谷口一八五、一八六、一八七の一、一八七の二、二〇三の二から二〇三の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一八三、一八四の三、一八八及び一八八次一と一体をなす国有地の一部、生山字菖蒲谷二〇三の四から二〇三の六まで及び二〇四、生山字正法寺二六九、二七〇の二、二七五、二七八の二及び二七八の三、生山字鎌谷二七九の一、二七九の二、二八〇の二、二八一の一、二八一の三及びこれらと一体をなす国有地、生山字池ノ平二九五、二九六、二九七の一、二九七の二、二九八の一、二九八の二、三〇〇及びこれらと一体をなす国有地の一部、生山字穴田のうち五四三以外の区域、生山字高畑のうち五四四の一及び五四四の二以外の区域、生山字二ツ橋のうち六〇二の一から六〇二の四まで、六〇三の一、六〇三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに生山字背比尾のうち六〇四の一、六〇四の二、六〇五の一、六〇五の二、六〇六の一及び六〇六の二以外の区域</p>
生山字前田のうち一〇三の二、一〇三の三、一〇四の二、一〇四の三	同上の区域（昭和五十二年八月二十五日現在の地番による。）	

生山字笠測		<p>一〇四の三、一〇五の二から一〇五の八まで、一〇六の二から一〇六の三まで、一〇七の二から一〇七の三まで、一〇八第一、一〇八の二、一〇八の三、一〇九の一、一〇九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇一の一、一〇二の二、一〇三の二、一〇四の一及び一〇四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
生山字笠測のうち一一九の三、一一九の六、一二〇の六、一二三の二から一二三の五まで、一二三の二、一二四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一九の二、一一九の一〇、一一九の二、一二〇の一、一二三の七及び一二三の一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域		
生山字菖蒲谷口		<p>生山字菖蒲谷口のうち一八五、一八六、一八七の一、一八七の二、二〇三の二から二〇三の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一八三、一八四の三、一八八及び一八八次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
生山字菖蒲谷のうち二〇三の四から二〇三の六まで及び二〇四以外の区域		
生山字正法寺		<p>生山字正法寺のうち二六九、二七〇の二、二七五、二七八の二及び二七八の三以外の区域</p>
生山字鎌谷		<p>生山字鎌谷のうち二七九の二、二七九の三、二八〇の二、二八一の一、二八一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

生山字池ノ平	生山字池ノ平のうち二九五、二九六、二九七の一、二九七の二、二九八の一、二九八の二、三〇〇及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
生山字穴田	生山字穴田五四三
生山字高畑	生山字高畑五四四の一及び五四四の二
生山字二ツ橋	生山字二ツ橋六〇二の一から六〇二の四まで、六〇三の一、六〇三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
生山字背比尾	生山字背比尾六〇四の一、六〇四の二、六〇五の一、六〇五の二、六〇六の一及び六〇六の二
廃止する字の名称	生山字橋詰、生山字道ノ下、生山字長畷及び生山字大堤

鳥取県告示第四百六十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
佐治村国民健康保険 險歯科診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木 二二三三五	昭和五十三年五月一日
福嶋整形外科医院	倉吉市伊木字中新田二六二	"
快 生 葉 局	鳥取市徳尾八一二八	"
今 井 葉 局	米子市上後藤五二一一	"

鳥取県告示第四百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	都道府県名	申出の受理の年月日
佐治村国民健康保険 險歯科診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木 二二三三五	全国	昭和五十三年五月一日
福嶋整形外科医院	倉吉市伊木字中新田二六二	"	"
快 生 葉 局	鳥取市徳尾八一二八	"	"
今 井 葉 局	米子市上後藤五二一一	"	"

鳥取県告示第四百六十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和五十三年五月八日	百村眼科医院	鳥取市末広温泉町二二一 誠ビル二階

鳥取県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市湖山町北六丁目四四二、四四七、四四八、四五八
- 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

鳥取県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、郡家地区B工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十三年五月十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
郡家町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、八東地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年五月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る津ノ井地区生山工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
安田貞栄後援会	渡辺 勇	藪内 明	境港市元町 一九二八番地	その他 の政治 団体
徳安中部青年会	森 和美	漆原 章雄	倉吉市昭和町 一〇番地の五	
藪内明後援会	門脇 武顕	小徳 清二	境港市外江町 三三三九番地	
よきたに寅之亮後援会	谷口 武吉	坂口栄次郎	鳥取市栄町三〇九番地	
景山辰次後援会	佐藤 常哉	広島 金次	境港市上道町 二〇八三番地	
野坂浩賢西部後援会	国頭 直	足立 芳男	米子市明治町一七番地 日通航空	
野坂浩賢めぐみ会	森尾智恵子	佐藤 幸枝	米子市明治町一七番地	
野坂浩賢中部後援会	増田 昭	佐々木 敬	倉吉市明治町 一〇三七番地	
野坂浩賢東部後援会	岩城 正美	高垣 幸寿	鳥取市富安二丁目 一六五番地	
船越礼次郎後援会	宮石 寿雄	田中 正幸	鳥取市湖山町西一丁目 五〇二番地	
田中英教後援会	西垣 勲	石原 衛	鳥取市南町六〇五番地	
中山政一後援会	川上 良幸	中山 資信	鳥取市天神町三四番地	

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党恩政連 米子連合支部	主たる事務所の所在地	米子市博労町四丁目一六六―二	米子市大崎五六二
代表者		大塚盛二郎	小笹 育利
自由民主党倉吉市 上小鴨支部	会計責任者	熊田 寿昭	高本 富雄
代表者		大西 一男	奥田 勇
自由民主党 岩美町支部	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町大谷六一七	岩美郡岩美町大谷六二四
代表者		坂尾 実	前田 耕二
自由民主党 用瀬町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡用瀬町鷹狩七六七―四	八頭郡用瀬町用瀬二六八
代表者		中川 豊春	山脇 寿雄
自由民主党 大栄町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡大栄町西園一、一〇三	東伯郡大栄町大谷一、三八二
代表者		平信 幸治	斉尾喜久雄
代表者			

自由民主党 東伯町支部	主たる事務所の所在地	東伯郡東伯町八橋一、五四三	東伯郡東伯町中尾一六六
代表者		花本 美雄	大谷 健蔵
自由民主党 鳥取市大郷支部	代表者	枝川 正美	福井 義夫
自由民主党 倉吉市小鴨支部	主たる事務所の所在地	倉吉市北野五〇一の	倉吉市福守町五五五
代表者		森本、晴美	前田 清蔵
自由民主党 江府町支部	主たる事務所の所在地	日野郡江府町佐川二三五	日野郡江府町州河崎六四三
代表者		下村 矛雄	井上 一
自由民主党 米子市彦名支部	主たる事務所の所在地	米子市彦名町五〇五二	米子市彦名町七区
代表者		藤原 米治	加藤 信夫
自由民主党 国府町支部	主たる事務所の所在地	岩美郡国府町宮ノ下一一九	岩美郡国府町園益
代表者		末葭 敏郎	高瀬 泰次
自由民主党 鳥取市稲葉支部	主たる事務所の所在地	鳥取市小西谷三三三	鳥取市卯垣一五三
代表者		岸本 寛	林田 英一
代表者		竹内 恒次	広田 敏男
代表者		竹内 恒次	岩城多喜治
代表者			

自由民主党 鳥取市明治支部	主たる事務所の所在地	鳥取市松上三九	鳥取市横原七八二 の二
代表者		坂口仁一郎	福田 好市
会計責任者		加藤元一郎	奥田 保男
自由民主党 智頭町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡智頭町南方 一、一八三の一	八頭郡智頭町芦津 二七七
代表者		木山 幸男	入沢 俊夫
会計責任者		足羽 茂秋	小竹 克己
自由民主党 日南町支部	主たる事務所の所在地	日野郡日南町茶屋 二〇四七―二	日野郡日南町生山 七〇九
代表者		日野郡日野町金持 一、六一六	日野郡日野町黒坂 一、二一六
会計責任者		長住 武義	島田 鉄雄
自由民主党 船岡町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡船岡町福井 三〇五	八頭郡船岡町船岡 四四一
代表者		垣田 豊臣	森田林太郎
会計責任者		橋本義太郎	中原喜美男
自由民主党 淀江町支部	主たる事務所の所在地	西伯郡淀江町淀江 六〇一	西伯郡淀江町淀江 九八三
代表者		赤木 斉	足立 勇一

自由民主党 鳥取市面影支部	主たる事務所の所在地	鳥取市東今在家一 八七七	鳥取市大杵一二四
代表者		須崎 喜顕	田中 実
日本共産党 鳥取県委員会	代表者	石尾 実	保田 睦美
日本共産党鳥取県 中部地区委員会	政治団体の名称	日本共産党鳥取県 中部地区委員会	日本共産党 中部地区委員会
代表者		岡崎 楠夫	古川 敬
日本共産党鳥取県 西部地区委員会	代表者	竹内 利友	安田 勝栄
代表者		宮内 影昭	竹内 利友
日本共産党鳥取県 東部地区委員会	主たる事務所の所在地	鳥取市西品治一〇 五の二	鳥取市片原一丁目 一一九
全国たばこ耕作者 政治連盟鳥取支部	主たる事務所の所在地	鳥取市湖山町北四 丁目一〇二	鳥取市末広温泉町 七二三
古賀信三と明日の 鳥取を考える会	主たる事務所の所在地	鳥取市西町四一三 〇九	鳥取市永楽温泉町 一五三
武田吉造後援会	主たる事務所の所在地	八頭郡若桜町若桜 七四九番地一	八頭郡若桜町若桜 四一四
島田安夫 東部後援会	代表者	水野 五郎	千代西尾泰章
広田幸一 後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市富安二丁目 一六五	鳥取市永楽温泉町 一五二
鳥取県退職公務員 政治連盟	代表者	西垣 史郎	土井 勇重
坂野郷土振興会	主たる事務所の所在地	倉吉市八屋二〇三 の七	倉吉市伊木二四一 の二二

島田安夫 中部冬夏会	會計責任者	馬野 忠嗣	竹田 哲男
相沢英之 東部後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市永楽温泉町 一六三	鳥取市東品治三八八
"	會計責任者	安住 庸雄	松本健一郎
柏木整一郎後援会	主たる事務所の所在地	境港市上道町一九〇〇	境港市栄町一七
徳安実蔵 東部青年会	會計責任者	岸田 彬晴	安田 博明
武部文後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市松並町二丁目一六〇	鳥取市行徳は二二三
相沢英之 東部陽光会	主たる事務所の所在地	鳥取市末広温泉町 一六三	鳥取市東品治三八八
相沢英之 東部青英会	主たる事務所の所在地	鳥取市末広温泉町 一六三	鳥取市東品治三八八

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

野儀久市後援会	代表者氏名	山本 梅敏	會計責任者	生田 幸雄	主たる事務所の所在地	倉吉市上古川五二番一 地	備考	その他の政治団体
---------	-------	-------	-------	-------	------------	-----------------	----	----------

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十三年五月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

野儀久市後援会

報告年月日 昭和53年3月6日（昭和52年11月27日解散）

- 1 収入総額 254,788円
- 2 支出総額 254,788
- 3 収入の内訳  
寄附 246,026  
個人分 246,026
- 4 支出の内訳  
前年繰越額 8,762  
支出の内訳  
経常経費 36,300  
人件費 30,000  
備品、消耗品費 6,300

安田貞栄後援会	渡辺 勇	藪内 明	境港市新屋町四一番地
米沢鋭郎後援会	米沢章太郎	米沢章太郎	倉吉市葵町七二〇番 地七
増岡康治鳥取県後援会	広島 了輔	河田 賢一	倉吉市大正町一〇七 九番地
		"	"



政治活動費 218,488

組織活動費 151,688

機関紙誌の発行  
その他の事業費 66,800

宣伝事業費 66,800

安田貞栄後援会

報告年月日 昭和53年3月20日 (昭和53年3月19日解散)

1 収入総額 425,340円

2 支出総額 425,340

3 収入の内訳

寄附 100,000

団体分 100,000

前年繰越額 325,340

4 支出の内訳

政治活動費 425,340

組織活動費 174,268

寄附、交付金 251,072

米沢鋭郎後援会

報告年月日 昭和53年3月31日 (昭和53年3月31日解散)

1 収入総額 0円

2 支出総額 0

増岡康治鳥取県後援会

報告年月日 昭和53年4月5日 (昭和53年3月30日解散)

1 収入総額 28,595円

2 支出総額 28,595

3 収入の内訳

前年繰越額 28,595

4 支出の内訳

経常経費 28,595

事務所費 28,595

公 告

消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第38条の12の規定により公告する。

昭和53年5月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験

昭和53年8月29日 午前9時から

イ 実技試験

昭和53年8月29日 午後1時30分から

<p>(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市</p> <p>2 試験の種類 (1) 甲種消防設備士試験 (2) 乙種消防設備士試験</p> <p>3 試験の方法 試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。</p> <p>4 受験手続 (1) 受験願書の受付期間 昭和53年6月15日から同年7月5日まで(郵送の場合は、昭和53年7月5日までの消印のあるものは、有効とする。) (2) 受験願書の提出先 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課 (3) 提出書類 ア 受験願書 所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。 イ 受験資格を有することを証明する書類 ウ 写真(受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの) 1枚 (4) 受験手数料等 ア 受験手数料 甲種消防設備士試験 3,000円 乙種消防設備士試験 2,000円 イ 納付方法</p>	<p>アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 ウ 既納の手数料は、返還しない。</p> <p>5 その他 (1) 受験願書は、各消防本部又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。 (2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。</p>
---	---

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)]